

第2回小郡市協働のまちづくり会議 要録

日時：平成28年7月15日（金） 13時30分～16時00分

会場：小郡市役所 北別館2階 大会議室

次第：1. 委員長あいさつ

2. 小郡市協働のまちづくりについて

3. 議題

（1）小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について

①条例（案）について

②今後の予定

4. その他

【開会】	
1. 委員長あいさつ	
2. 小郡市協働のまちづくりについて	
事務局	小郡市の協働のまちづくり推進の経過と取組についての概要 (事務局より説明)
委員	これまで小郡市では、区長が地域自治の中心を担ってきたが、区長制度から協働のまちづくり制度への移行が最大の課題であり困難な部分である。その部分において市の方針が定まっておらず、区長制度と協働のまちづくり制度の棲み分けが整理できていない点があったことから、協働のまちづくり制度の必要性が住民に理解されていない部分があった。 先ほどの事務局の説明に関しては、最近になってようやく協働のまちづくり制度の方向性が見えてきて、様々な事業を通じて取組が広がってきているが、数々の困難な課題の整理等を含めて5～6年の期間を要している実態があるということを皆さんに補足したい。
委員	第1回会議の後、自分の区の住民15人程度に対して、「協働のまちづくり」の取組を知っているか聞いたところ、知っていたのは前公民館長と区長の2人だけで、区の役員経験者も知らない状態で、ほとんど浸透していない。 協働のまちづくり組織がどのような事業に取り組んでいるのか、なぜ協働のまちづくりの取組が必要なのか、各区の総会等において市役所が説明するなどして、積極的に周知していく必要があるのではないか。 自分の区でも高齢者の一人暮らしや空き家の問題など、実際に様々な課題が発生しており、具体的な取り組みを検討しないといけない状況になっている。市民に対しては、行政の手が行き届かない新たな地域課題が発生しているという部分をふまえ、協働のまちづ

	くりの必要性を訴え、協力を依頼することで、スムーズに進んでいくのではないかと思います。
事務局	協働のまちづくりの事業を開始した当初は、各行政区の要望に応じて説明に行っていた経過はあるが、現在は行き届いていない部分もあるので、何らか周知の方法を考えていきたい。
３．議題 （１）小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について	
①条例（案）について	
事務局	条例（案）について （事務局より説明）
委員	前文について、協働のまちづくりの取組を推進する必要性が市民に周知されていないということを考慮するならば、この取組を進めることによる効果や有効性がうたわれるべきだと思う。 また、協働のまちづくりの取組をとおして、市民がその効果を実感できるまちづくりを目指していくという部分をより膨らませた表記になるといいのではないかと思います。
委員	前文の説明文中に、「従来の地域コミュニティが少しずつ維持できなくなっている現状を踏まえ」と断定的に書かれているが、自分たちの地域を振り返ってみても、維持できない状態になっているとは思わない。確かに傾向としてはあるのかもしれないが、この書き方だと、読んだ市民から反発がでる可能性があると思うので、表現を見直したほうがいいのではないかと。
委員	以前、この会議の前身にあたる会議において、区長の業務等の負担や役割の増大により、これ以上負担がかかると区長制度の存続に関わるため、この解決策として区長業務の削減と同時に協働のまちづくりの取組を始めるという説明をした際に、区長経験者から、「業務はそんなに急に増えただろうか。自分たちはこれまで区長業務をしっかりとこなしてきた。以前の区長制度で問題はない。」という意見があったように、私も現在の地域コミュニティが限界にきているとは思わない。「限界にきつつある・そう考えられる」という状態ではないかと思う。
事務局	委員の言われるとおり、表現を見直したい。
委員	条例案については、市民の役割や行政の役割が位置付けられており、現段階としてはいいと感じている。 確認だが、条例案の枠囲みの文章は、条例の説明文だと思って間違いないか。
事務局	はい。
委員	条例全体の中で、区という言葉が出てこない。まちづくり組織は校区単位で組織するものであるが、これらの母体となるものが区だと思う。この位置付けが明確でないために、まちづくり組織と区長達の関係がうまくいってない部分もみえる。

	第2条の用語の定義の中に市民活動団体とあるが、この中に区は含まれているということか。
事務局	地域には子供会などの各種団体があり、それらの中に区も含めたものを現段階では市民活動団体と位置付けているが、委員の意見を聞いて整理したい。
委員	市民活動団体の中に行政区が含まれるかどうかという点について、私は、自治会組織の呼び方は町内会や自治会で理解しており、行政区という言葉は、引っ越した先や仕事の関係で聞くようになったもののなじみがない。 また、行政区は行政の制度の上で成り立っているもので、行政区は極端に言えば広報を配るエリアで、配る人が区長という考え方となる。一方で地域自治を行うのが町内会や自治会で、本来行政区とは別の性格のものである。 ただし、これまで自治会組織と行政区は同じようなものと捉えられてきた経過から、曖昧になっている部分があるため、条例では行政区という言葉を出していないのだろうと感じた。その中、で市民活動団体は、公益事業を目的として活動する団体と定義されているので、行政区も公益活動を行っている団体とし、その中に子供会や老人クラブが含まれているというように捉えることはできると思う。 また、第1条の目的の説明文中に、「市民との協働によるまちづくり」という箇所があるが、この書き方だと、対象が本来の市の定義である市民同士または市と市民ということではなく、市と市民だけの条例と誤解される可能性があるので、本来の定義と一致するような書き方に見直した方がいい。
委員	第12条中の「地域活動団体」とは、「市民活動団体」は異なるもののなのか。
事務局	標記の誤りで、市民活動団体のこととなる。
委員	第1条中に「行政、市民活動団体、市民」と列記されているが、条文を読んでいると、「市民」の中に「市民活動団体」が含まれ、重複しているように感じるため、区別に迷うところがある。「市民」という言葉に「市民活動団体」を包含してもいいのではないか。
委員	同様に「行政、市民活動団体、市民」の部分について、用語の定義とその他の条文からすると、「まちづくり組織」も含む必要があるのでないか。
委員	市民活動団体の中には、まちづくり組織は含まれないのか。
委員	まちづくり組織も市民活動団体の中に含まれるように感じる。 一方で、それに対して行政区がでてくるが、行政区は役所用語で、まちづくり組織とは別のものだと思う。まちづくり組織は地域の課題解決や融合を図る目的で始まったものと認識しているが、市民活動団体に行政区が含まれると、まちづくり組織も市役所の末端組織の

	ようになりかねない気がする。
委員	今回の条例制定に際しては、まちづくり組織を明確に位置付けるという目的があると思う。 佐賀市のように市民活動団体の中にまちづくり組織を含むと定義しているところもあるが、小郡市の場合は、まちづくり組織を個別に位置付けるべきだと思う。 特に、まちづくり組織は校区内の公益事業を実施し、市民活動団体は小郡市全体にわたる公益事業を実施するという違いもある。
事務局	条例制定の大きな目的として、まちづくり組織を明確に位置付けるという点があるので、定義した上で役割を盛り込みたいと考えている。
委員	第2条の実施主体には「市、市民、市民活動団体及びまちづくり組織」の4つが位置付けられており、条文の中では4つそれぞれの役割が述べられているため、これらを一つの組み合わせとし、第1条の目的の「行政、市民活動団体、市民」の部分についても、まちづくり組織を追加すればいいかと思う。
委員	まちづくり組織という表現に関して、一部まちづくり準備会の校区もあるようだが、既にまちづくり協議会として大半の校区が事業に取り組んでいる実績を踏まえて、具体的にまちづくり協議会としてもいいのではないか。
事務局	現在準備会の組織が、必ずしも協議会という名称になるわけではないので、まちづくり組織という表現になっている。
委員	わかりやすさが大切であり、「まちづくり組織」よりも、「まちづくり協議会」のように誰もが理解できる表現になるほうがいい。 一例だが、筑紫野市では1つの地区だけ協議会の名称を使用していないが、条例等においては、協議会という表現で統一している。
委員	人間の心理としては、曖昧な表現より、決められたほうが納得しやすい部分もあるため、「まちづくり協議会」と定めてもいいと思う。
委員	第2条中のまちづくり組織の定義について、「協働のまちづくり推進事業を担う組織をいう」とされているが、協働のまちづくり推進事業とそのほかの協働のまちづくりの取組と違いがあるか。
事務局	小郡市として取り組んでいる事業の名称として使用しているので、このような表現になっている。
委員	この表現だと、協働のまちづくり推進事業だけに取り組めばいいように誤解される恐れがある。
委員	まちづくり組織という表現について、協働のまちづくり実施計画においては、まちづくり協議会等をまちづくり組織と総称するとなっているようだが。
事務局	実施計画が作られた段階では、組織の名称に統一性がなかったため、まちづくり組織という表現になっているが、条例は実施計画の

	上に立つものであるため、実施計画で定められたものに拘束されるものではなく、まちづくり協議会という表現の方が理解されやすいということならば、対応できるものとする。
委員	市民活動団体の定義の中に行政区が含まれるかという議論について、行政区は行政から区長が業務を委嘱されていることなどから生まれた行政用語で、協働のまちづくりという点からすると、グレーな部分となっており、今のところ言葉としては市民活動団体の定義の中で明示されていない。 また一方で、行政区は自治会活動も行っているため、読み替えると市民活動団体の中に含まれるのではないかという考え方もある。 ただし、今のところ行政区は市民活動団体に含まれていると考えて間違いないか。
事務局	今のところは市民活動団体に含まれているという考え方になる。 また、自治会活動を指す言葉としては、行政区より自治会という表現になると考える。
委員	第12条について、市民活動団体は、必ずしも地縁に基づいて構成される団体だけではなく、小郡市全体を対象として活動している団体もある。そのような広域で活動している団体が、校区単位のまちづくり協議会に参加協力するということもあり得る。その場合に、市の提案制度などで補助を受けている団体が、市の補助を受けているまちづくり協議会に参加協力するとなると、二重補助の問題などが出てくるのではないか。
委員	青少年育成市民会議は、もともと市全体の組織であり、1つのものだった。しかし、今は小学校区ごとに組織されるまちづくり協議会に青少年育成部会として位置付けられ、それぞれで役割が発生しているため、様々な問題を抱えている。ふれあいネットも同様。
委員	老人会をはじめ、青少年育成市民会議やふれあいネットなどの組織も、市民活動団体に含まれていると考えられているのか。
事務局	様々な団体がある中で、それぞれ独立した制度に基づいて補助金を交付されている場合はあると思われるが、基本的にはそれぞれの活動の費用にあてるものと認識している。 このような団体の代表がまちづくり協議会に入っていたとしても、まちづくり協議会への補助金は、校区の事業を行うために使用されるものであるため、補助金が重複するということはないと思っている。
委員	市民活動団体は2つのタイプがあり、NPO団体のようなテーマ型と、老人会などの地縁型と分けられる。これを同じように考えると整理が困難になる。
委員	基本理念に当たる第3条中にある「参加」と「参画」の違いはなにか。 また、「権利を有する」という表現については、どういう意図が

	あるのか。
事務局	権利という表現には、市民の義務ではないが参加したい方が参加できる受け皿を作っていこうという意味を含んでいる。 また、第3条の説明文の中に表記している「構造的、物理的、精神的にバリアフリーであることも保証されなければなりません。」という部分にあるように、誰しものが参加する権利をもっているという意味合いを込めて権利という表現を使用している。
委員	「参加」と「参画」という表現について、条文ごとに使い分けられているがどういうことか。
事務局	イメージとして、「参加」はまちづくりの事業への参加者として関わること、「参画」は企画段階から運営に関わることというように整理している。市民のみなさんには、できるだけ「参画」に努めてほしいと考えているため、このような表記としている。
委員	全体を通じて、語尾が「行わなければならない。」「取り組むものとする。」という部分がある中で、「努めるものとする。」という表現は他に比べる柔らかい表現にとどめているのか。
事務局	「努めるものとする。」という表現をしているものについては、努力義務があるもので、「行わなければならない。」という表現は、当然取り組まなければならないものと考えている。 また、「ものとする。」という表現については、「努めるものとする。」「行わなければならない。」の中間ぐらいのイメージで整理している。
委員	ある程度ニュアンスは理解できたが、たとえば第9条の職員の役割に係る条文は、行政職員の立場からすると「努めなければならない」と言い切っているのではないのか。
委員	表現によって、条例の運用に影響があるのか。
事務局	影響がある。進捗管理に関わってくる問題で、位置づけの仕方によって求められる結果が変わってくる。
委員	第5条中に、「市民が人材育成や人材発掘に努めるものとする。」とあるが、市民が実際に努められるのか。意図は何か。まちづくり組織に協力するぐらいの表現でいいのではないのか。
事務局	行政では見つけることが困難な人材を、地域の中で発掘して事業の継続を図ってほしいという意図がある。
委員	第2条中の実施主体については、まちづくり組織が主体的となって市民や市民活動団体を引っ張っていく存在となるので、並びの一番初めにまちづくり組織が来なくていいのか。
事務局	用語の定義については改めて整理したい。
委員	条例の捉え方は人それぞれであり、市から説明を受けて理解できた部分もあるが、この案を持ち帰って、じっくりと自分なりの意見を考えてきたいと思う。
委員	私は、小郡市で一番小さな御原校区のまちづくりに少し関わり

	始めたところであるが、条例に関しては、基本理念や目的・用語の定義など、しっかりとしたものができていくのではないかと期待している。 しかし一方で、御原校区では昨年５月に協議会になって規約ができていますが、条例との整合性がとれていない部分が出てくるのではないかと感じている。基本理念や目的・用語の定義については、協働推進課で整理して、ある程度統一したほうがよりいいものになっていくだろうと思う。
委員	委員の意見のとおり、時間をかけてでも各組織の規約との整合性をとれるように整理すべきだと思う。
委員	初めてこのような条例づくりに関わり、色々な視点があることを知り勉強になった。条例の説明を受けて、これでいいのかなと思う部分もあったが、状況を知らない一般家庭に出来上がった条例文が配られた場合、このように厳密に定められたものだと抵抗を感じる方もいると思う。たくさんの人たちに参加してもらうことが最優先だと思うので、優しくゆるやかな表現にしてみてもいいのではないかなと思う。
委員	以前、御原校区のまちづくり組織の全体会があるから区の役員は参加してほしいということで参加したところ、その中で、まちづくり組織への関わりや対象はどうなっているのかというような議論もあっており、構成員や役員等に関しても今後改めないといけない部分があると思う。 また、区長が２年程度で入れ替わっていくため、全体に取り組を浸透させていくには、まだ少し時間がかかるのではないかなと思う。
委員	P T Aとして、まちづくり組織の青少年育成部会に属しているが、青少年市民会議の育成部会もあり、いくつも組織があって何の会議に参加しているか分からなくなるときがあるので、整理ができるといいと思う。 また、小郡市のまちづくりに関する組織の体系図があるとわかりやすい。
②今後の予定について	
事務局	今後の予定について (事務局より説明)
４．その他	
第３回会議日程決定 平成２８年９月２日（金） １３時３０分から	
【閉会】	